

交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分
公益社団法人 日本監査役協会	3010005017481	年会費	160,000	・1名 100,000 ・以降1名60,000	平成30年5月10日	当該法人は、監査役の監査方法等の調査研究等を行っており、当法人が監査業務を行うにあたり、それら成果・情報を機関誌、講演会等の場を通じて得ることが有益であるため。	公社	国認定
公益社団法人 日本印刷技術協会	3011305001869	受講料	182,520		平成30年6月29日 平成30年10月31日 平成31年2月20日		公社	国認定
公益社団法人 日本プラントメンテナンス協会	7010405010495	参加料	511,520		平成30年11月9日 平成30年11月20日 平成31年3月29日		公社	国認定
公益社団法人 応用物理学会	3010005017052	年会費	100,000	50,000/年	平成30年5月10日 平成31年1月10日	当法人は、応用物理学に関する調査研究を行っており、機能性材料や機械読取等に関する研究開発にあたり、それら成果・情報を機関誌、講演会等の場を通じて得ることが有益なため。	公社	国認定
公益財団法人 放射線影響協会	5010005018734	放射線管理記録引渡費用	279,806		平成30年8月10日		公財	国認定

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。